

厚木市立保育所副食の提供等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市立保育所（厚木市立保育所設置条例（昭和30年厚木市条例第59号）第2条に規定する保育所をいう。以下「保育所」という。）に入所している児童に対する副食の提供及び副食費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主食 米飯、パン類、麺類等穀物を主原料とする食品の献立をいう。
- (2) 副食 保育所で提供される主食以外の食品をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (4) ひとり親世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。

(対象児童)

第3条 この要綱に基づき副食の提供を受ける児童は、保育所において3歳児以上のクラスに在籍している児童（各年度の初日の翌日における年齢が満3歳以上の児童をいう。以下「対象児童」という。）とする。

(副食費の徴収)

第4条 市長は、対象児童の保護者から副食費を徴収する。

- 2 前項に規定する副食費の額は、対象児童1人当たり月額4,500円とする。この場合において、食物アレルギー対応食その他対象児童の心身の状況に応じた副食を提供するときも同額とする。

(副食費の免除等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる対象児童に係る副食費については、徴収を免除するものとする。

- (1) 次のア又はイに属する対象児童のうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割額の合計額が当該ア又はイに定める金額未満である場合

ア ひとり親世帯等に属する対象児童 77,101円

イ アに掲げる世帯以外に属する対象児童 57,700円

- (2) 同一の世帯に小学校就学前の児童が3人以上いる場合であって、第3子以降の対象児童

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情により、保育所が臨時に休園（市長が家庭での保育の協力を求め、保護者がこれに応じた場合を含む。）した場合については、副食費を減額することができる。

- 3 前項の規定による副食費の減額は、日割計算によるものとし、月額4,500円にその月の開所日数（25日を超える場合は、25日）から対象児童が登園しなかった日数を差し引いた日数を25日で除した数を乗じることにより行うものとする。

(副食費の納期限)

第6条 月の初日に在籍する対象児童の保護者は、当月分の副食費をその月の末日（12月にあつては、同月25日）までに納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項及び次項において「休日等」という。）に当たるときは、その翌日（休日等が連続する場合にあつては、最後の休日等の翌日をいう。次項において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が前条第2項の規定により当月分の副食費を減額した場合にあつては、翌月の末日（その日が休日等に当たるときは、その翌日）を納期限とする。

3 市長は、前2項に規定する納期限までに副食費の納付がないときは、保護者に対して納付期限後20日以内に、督促状を発する日から15日以内の期限を指定して督促するものとする。

(副食費の不還付)

第7条 既納の副食費は、還付しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、同年1月1日から適用する。